

(平成22年3月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年12月まで

私は、昭和41年12月に会社を退職し、家業を手伝うことになり、私の両親が加入していた国民年金に私も加入した。両親は、年金と保険は、将来、年を取ったときに大切だからと言っていた。

私の両親は申立期間の国民年金保険料を払っているのに、私の保険料を払っていないとは考えられない。必ず払っているはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和43年3月ごろに払い出されたものと推測され、申立人の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録の資格取得日は43年1月3日に強制加入となっていることから、申立期間は未加入期間とされ、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間前後の申立人の住所に変更は無く、姓の変更も無いことから、申立期間に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続や保険料納付をしたとする申立人の母親は既に亡くなっており、申立期間の国民年金の加入状況等に関する供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 33 年 11 月 15 日まで
私は、昭和 31 年 5 月に A 社に入社し、33 年 12 月に退職するまで同じ会社に職人として勤めていたのに、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立ての事業所に昭和 31 年 5 月 1 日から 33 年 12 月 18 日まで継続して勤務していたとしているが、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、31 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32 年 7 月 1 日に資格を喪失し、再度、33 年 11 月 15 日に資格を取得し、同年 12 月 19 日に資格を喪失していることが記録されている。

また、申立人は「申立ての事業所に入社した当時は日給制だったが、途中から、自分ともう一人の同僚は会社と話をして報酬を「請け取り」という出来高制に変更してもらった。しかし、日給制と金額が余り違わなかったため、その後、自分は元に戻してもらった。」と供述しており、申立期間に申立ての事業所に在籍していた従業員も、「申立人の報酬は出来高制で、申立人と同じ報酬形態の人が、もう一人いたと思う。」と供述している。

さらに、申立ての事業所の被保険者名簿では、申立人と同様に報酬を「請け取り」に変更したとされる同僚は、申立人の 1 度目の資格喪失日の 1 か月前の昭和 32 年 6 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、当時の従業員 5 人に聴取したところ、いずれも「申立ての事業所の工場勤務していたが、給料は日給制又は月給制だった。」と供述していることから、申立期間当時、申立人及び同僚一人については、厚生年金保険加入対象となる一般従業員とは異なり、出来高制の給与とされたことに併せて、厚生年金保険に加入しない取扱いとされていた可能性があると考えられる。

加えて、申立ての事業所の被保険者名簿では、申立期間について、健康保険

の番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらず、申立ての事業所では、「当時の社会保険や人事・賃金等に関する書類は残っていない。当時の事業主は既に死亡し、当時の事務担当者は在籍しておらず、詳細は不明である。」としており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び保険料控除に係る具体的な供述が得られず、このほかに、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成元年3月末まで、A事業所で代替職員として勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなのに、同年3月の加入記録が無いのはおかしいので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の前後にA事業所で代替職員として勤務していたことは、A事業所の人事記録により確認できる。

しかし、人事記録により、申立人の申立期間及びその後の雇用期間は、昭和63年8月22日付けで同日から「64年2月21日」(平成元年2月21日)まで、平成元年2月22日付けで同日から同年3月30日までとされ、その後、同年4月1日付けで同日から同年9月9日まで雇用されていることが確認できる。

また、A事業所は、「申立期間当時、代替職員の期間が通算して1年となった場合には、いったん、雇用関係を終了させ、その終了日から少なくとも1日を空けた後に改めて代替職員の発令を行うこととしており、この際の厚生年金保険の被保険者資格の得喪の手続については、いったん、雇用終了日の翌日を資格喪失日とし、改めて雇用発令日に資格取得の手続をしていた。また、厚生年金保険料の控除についても、資格喪失日の属する月の保険料は徴収していない。」としており、申立期間は代替職員の期間が通算して1年を超える時期であることから、平成元年3月30日が雇用終了日とされ、厚生年金保険の資格喪失日は同年3月31日となり、申立人の同年3月に係る厚生年金保険料は控除されなかったものと認められる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月から 30 年 4 月まで

私は、中学校卒業後、A社に住み込みで3年間働いた。私のほかに3人が住み込みで働いていた。この期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶する事業主及び同僚の厚生年金保険の加入記録がA社において確認できるとともに、当該事業所の二代目の事業主が、「申立期間当時は初代の事業主のころで、当時3人が住み込みで働いており、そのうちの1人が申立人だったことを覚えている。」と供述していることから、申立人が勤務していたとする事業所は当該事業所であり、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、当該事業所は、昭和 39 年 8 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていない。

また、申立人が記憶する同僚のうち1人については、申立期間には厚生年金保険の加入記録は無く、申立ての事業所が適用事業所になった昭和 39 年 8 月 1 日に申立ての事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する同僚の他の2人については特定できず、申立ての事業所及び会計事務を委託されていた税理士事務所も当時の資料は残っていないとしており、このほかに、申立期間に保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 2 月 24 日から同年 9 月 27 日まで
② 昭和 28 年 10 月 26 日から 29 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 30 年 9 月 1 日から 32 年 9 月 29 日まで

私は、昭和 36 年 5 月 * 日に婚姻した後、初めて社会保険事務所（当時）に行き、今まで掛けた厚生年金保険はそのままにしておいて良いか尋ねたところ、社会保険事務所の職員から一時金をもらった方が良いと言われて受給した。

脱退手当金の請求及び受給は、昭和 36 年に自分で手続をした 1 回のみであり、2 回も脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、A 社で払い出された厚生年金保険被保険者記号番号（*）が、それ以前に勤務した B 社で払い出された記号番号（*）に昭和 32 年 11 月 7 日付けで統合処理されている上、申立人の生年月日が「昭和 11 年 4 月 30 日」から「昭和 11 年 4 月 20 日」に 32 年 11 月 29 日付けで訂正されており、いずれの処理も申立期間に係る脱退手当金の支給決定日とされる 32 年 12 月 2 日の直前に行われていることから、これらの処理が脱退手当金の請求に伴い行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 32 年 12 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間

に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。